

一般社団法人日本物理療法学会 選挙実施要綱

一社) 日本物理療法学会 選挙管理委員会

選挙規則の定めるところにより、選挙実施に関する事項を選挙実施要綱として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選(人)」とは、選挙人による代議員選出投票および代議員による役員選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者を言う。

1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人、被選挙人資格について

1) 選挙人および被選挙人は、選挙告示日時点において正会員として登録されている者とする。
ただし、定款第9条および第10条の会員資格の停止や喪失に該当する者は、選挙人および被選挙人の資格を有しない。

2) 選挙人名簿の作成

選挙告示日時点の会員名簿をもとに、選挙人名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

(1) 代議員および役員候補者選挙告示日は、令和6年6月24日(月)正午とする。

代議員および役員候補者選挙告示は、学会ホームページに掲載し、メールで連絡する。

(2) 上記(1)に従い、学会ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 立候補の受付について

(1) 受付時期

1) 代議員および役員候補者選挙の立候補者受付期間は、令和6年7月8日(月)正午～8月23日(金)正午とする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、令和6年8月23日(金)正午とする。

3) 告示日から7月5日(金)正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届に関する相談を受け付けるものとする。

(2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終受付時刻順とする。

ただし、名簿掲載順位に関しては、抽選による。

(3) 立候補届の様式

1) 届出方法

・学会ホームページの会員専用ページにログインする。

・会員専用ページに掲載されている「代議員選挙立候補届」「役員候補者選挙立候補届」をダウンロードする。

- ・立候補届に必要な事項を入力する。立候補趣旨は、所定の枠内に全角 600 字以内で入力する。
- ・立候補者の顔写真（上半身、脱帽、カラー、背景無地、直近 3 カ月以内に撮影したもの）を準備する。デジタルデータのみ可とし、データ形式は JPEG、容量は 2 メガバイト以内とする。（指定された形式以外で提出した場合、選挙管理委員会でサイズ修正等を行う場合がある。）
- ・作成した「立候補届」と「顔写真」を選挙管理委員会宛のメールに添付して送信・提出する。
（注 1）立候補届・顔写真データは、選挙管理委員会の電子メールアドレス「y.goto.pt@gmail.com」宛に添付し送信する。
（注 2）メールの件名は「立候補届提出」とし、電子メール本文には所属・氏名、会員番号を記入する。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補届の提出後、数日以内に選挙管理委員会より受付確認メールを返信する。ただし、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届の受付後、選挙管理委員会による審査を経て正式に立候補届が受理された際には、その旨を改めて電子メールにて通知する。また、受理後であっても明らかな虚偽記載等が発見された場合は、受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補を辞退する場合は、本人がその旨を選挙管理委員会に直接申し出る。立候補辞退の受付後、選挙管理委員会の協議を経て、電子メール等において正式な立候補辞退の受理を通知する。

5. 立候補者の公表

代議員および役員候補者選挙の立候補者は、令和 6 年 9 月 2 日（月）を目処に、学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

6. 選挙運動について

(1) 選挙運動

選挙運動とは、誰が選挙に立候補しているか判別できる行為や個人への投票依頼を選挙運動と定義する。

(2) 注意事項

選挙運動をできるのは、立候補者本人に限定する。選挙人に対して学会ホームページに掲載の立候補趣旨の閲覧を促すなど、学会が立候補者に関する情報を公表している枠内での選挙活動のみ有効とする。立候補趣旨や投票依頼を SNS 投稿・メール配信・自分のホームページへ掲載するなどの行為は、選挙管理委員会が選挙違反と判断し、注意、指導、是正勧告、立候補取消を行うことがある。

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表日から投票期間の前日までとする。

7. 投票について

(1) 代議員選挙の投票は、電子投票により実施する。

- 1) 投票期間：令和 6 年 9 月 23 日（月）正午～10 月 7 日（月）正午とする。

2) 電子投票：投票期間までに選挙人に電子メールにて送信されるパスワード付アドレスを利用して投票サイトへアクセスし、インターネット上で投票を行う。

(2) 役員候補者選挙の投票は、電子投票により実施する。

1) 投票日：令和6年10月19日(土)開催される代議員総会の当日に実施する。

2) 電子投票：投票日までに代議員に電子メールにて送信されるパスワード付アドレスを利用して投票サイトへアクセスし、インターネット上で投票を行う。

(3) 投票方法

いずれの選挙においても、定数内連記投票とする。

(4) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

8. 開票について

(1) 開票日

投票終了後、選挙管理委員会により即時開票する。

(2) 当選(人)について

1) 定数連記投票では、得票数の多い者から順に、定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。

2) 立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の立候補者をもって当選とする。

(3) 選挙結果について、令和6年10月20日(日)を目処に当学会ホームページ上に公表する。

9. 異議申し立てについて

(1) 異議申し立ての期間は、選挙結果公表から令和6年10月27日(日)正午までとする。

(2) 異議申し立ての受付は、電子メールによるものとする。申し立て先は、選挙管理委員会とする。

10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

11. 問い合わせ

一般社団法人日本物理療法学会 選挙管理委員会

委員長 後藤悠太 宛(所属先：西大和リハビリテーション病院)

電子メールアドレス y.goto.pt@gmail.com

以上